

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 「報道の自由」に関する判例の考え方とその問題点
- (2) 即時強制とその法的統制の限界

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

政府が、永住資格をもつ外国人に対して地方選挙権を付与するための公職選挙法の改正を検討し始めたところ、一部の国会議員やメディア、そして市民団体は、「外国人への地方選挙権付与、とりわけ在日コリアンへの地方選挙権付与は、単一民族国家たる日本の国家理念を否定し、日本国民たる住民の利益を著しく損なう売国的立法である」として、強く反発した。国会議員のAと憲法学者のBが共同代表となって、「外国人参政権に反対する国民会議」（以下、「国民会議」という）を結成し、各地で反対集会や学習会を行っていた。

C地方裁判所判事補のXは大学時代、Bのゼミに所属していた。Bの政治的立場に共鳴していたXは、休日にC市内で開催された国民会議主催の「外国人参政権という売国的行為を糾弾する市民の集い」（主催者発表で参加者数は200名）に聴衆の一人として参加した。集会の講演者の一人がBであり、彼は講演の際、「平成7年の最高裁判決が、永住者に対する地方参政権の付与は立法政策の問題であると判示したと解釈する憲法学者もおるようですが、まったくのデタラメです。最高裁は、憲法93条2項の『住民』とは日本国民のことであるとはっきり述べているのに、立法政策の問題なんていったら、明らかな矛盾でしょ。最高裁は決してそんな馬鹿なことをいいません。最高裁がこんな矛盾を認めていると考えるのは、憲法の何たるかを知らない素人だけです」と述べた。

Bの発言を不正確だと考えたXは、Bの講演後の質問時間の際、「私はB教授のゼミ出身で現在、C地方裁判所で裁判官をやっているXです」と自己紹介をした後、「平成7年判決は傍論ではあれ、外国人の地方参政権を立法政策の問題と判断したと思います」と発言した。この発言に対してBが、「だったら、君は公選法改悪に賛成するのですか?」と問い詰めたところ、Xは、「いいえ。公選法改悪を本当に止めたいのであれば、判例を正確に理解すべきです。そして、外国人参政権の問題を根本的に解決したいのであれば、憲法改正を提起しなければならないのではないですか。たとえば、D党の改憲草案には以下のような条文があります」と述べて、【資料2】の条文（15条3項と93条2項）をゆっくりと読み上げた。

C地方裁判所長のEは、本件集会におけるXの発言は、裁判所法52条1号の禁止する「積極的に政治運動をすること」に該当するとして分限裁判を申し立てた。C高等裁判所特別部は、Xは自らの発言が公職選挙法改正に積極的に反対するものであることを知りつつ、国民会議の政治活動に積極的に加担したとして、裁判所法49条に基づきXを懲戒処分（戒告）に付す決定をした。この決定を不服としてXは、最高裁に即時抗告した。

設問：本件即時抗告においてXの立場から憲法上の主張を行っただけで、Xの主張に対するあなた自身の見解を示しなさい。ただし、裁判官の懲戒手続に関する憲法上の論点に立ち入る必要はない。

【資料1】裁判所法

第49条 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

第52条 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
(以下、略)

【資料2】D党「日本国憲法改正草案」

第15条 公務員を選定し、及び罷免することは、主権の存する国民の権利である。

2 全て公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員を選定を選挙により行う場合は、日本国籍を有する成年者による普通選挙の方法による。

4 選挙における投票の秘密は、侵されない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

第93条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に800字以内で答えなさい。

Aは起訴され、現在、刑事施設であるB拘置所で勾留されている。Aの配偶者Cと子DがB拘置所長にAとの面会を申し出たところ、Dについて、年齢が11歳であることを理由に不許可とされた。その後、何度も同じことが繰り返された。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律115条により、未決拘禁者に対する面会は原則として許可されるものの、同法118条5項により準用される同法114条に基づき法務大臣が発した法務省令では、14歳未満の者との面会を認めない旨規定されていた。この年齢制限の趣旨は、事物を弁別する能力の未発達な幼年者の心情を害することがないようにとの配慮である。しかし、Aは、そのような心情保護は、監護に当たる親権者等が配慮すべきであるなどと考え、不許可により受けた精神的苦痛に対する損害賠償請求をしようと考えた。

設問：あなたがAの訴訟代理人となった場合、だれのどの行為を争点とするかを明示し、その理由を説明したうえで、当該行為が違法であることをどのように主張するか、論じなさい。

(参考)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（抄）

（面会に関する制限）

第 114 条 刑事施設の長は、受刑者の面会に関し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる。……

（面会の相手方）

第 115 条 刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。……）に対し、他の者から面会の申出があったときは、……これを許すものとする。……

（面会に関する制限）

第 118 条 未決拘禁者の弁護人等との面会の日及び時間帯は、日曜日その他政令で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内とする。

……

5 第 114 条の規定は、未決拘禁者と弁護人等以外の者との面会について準用する。……